

## 意見交換会の概要（改正の考え方）

### 1 意見交換会等の結果

#### (1) 区民との意見交換会

##### ①開催概要

	開催日時	会場	参加人数（人）
1	平成26年7月12日（土）午後	区役所	1
2	〃 7月16日（水）夜間	区役所	0
合計			1

##### ②意見等の概要

資料1のとおり

#### (2) 個人情報保護審議会委員からの意見聴取

##### ①開催日

平成26年7月14日（月）

##### ②意見等の概要

資料2のとおり

#### (3) 個人情報保護審査会委員からの意見聴取

##### ①開催日

平成26年7月22日（火）

##### ②意見等の概要

資料3のとおり

## 中野区個人情報の保護に関する条例の改正の考え方についての 意見交換会における意見等の概要

### 1 「個人情報」の定義の変更

意見・質問	回答
「個人情報」の定義は、行政機関の個人情報の保護に関する法律と同様とのことだが、死者の情報は含まれるのか。	同法は、死者の情報を個人情報から除いているが、死者の個人情報については、現行条例の解釈と同じであることから、これまで通り、個人情報に含めており、定義の中でもわかるようにしていく。

### 2 職員の意識啓発や指導育成の明確化

意見・質問	回答
職員研修は重要と思うが、現在どのように行っているのか。研修は、一方的に講義をするだけでなく、職員の理解が深まるような方法で行ってほしい。	個人情報保護制度に関する研修は、新人職員から管理職まで、対象者ごとに行っている。特に係長級職員については平成25年度から3年間での悉皆研修として実施している。 研修は、研修生同士が議論する場を持つなど、より制度を熟知できるよう取り組んできており、引き続き工夫して行っていく。

### 3 外部委託先等への監督義務の明確化

意見・質問	回答
各部署が、個人情報の保護について規定通りに行っているかを監査したり、チェックする機能があればいいと思う。	電子的方式で記録されている個人情報は、情報安全保護管理体制の下で、監査が行われている。紙ベースの個人情報については、それぞれの管理・監督者が日々の業務の中で、その扱いについて監督・指導を行っている。

## 中野区個人情報の保護に関する条例の改正の考え方についての 個人情報保護審議会委員からの意見等の概要

### 1 職員の意識啓発や指導育成の明確化

意見・質問	回答
非常勤の職員が個人情報保護に対する認識不足とならないよう、研修は、常勤の職員だけでなく、非常勤職員も含めて行って欲しい。	希望者を対象とする研修については、一般職非常勤職員も対象となる。 一般職非常勤職員の個人情報保護に対する意識啓発や漏えい防止の徹底については、各職場の管理・監督者が責任を持って対応している。

### 2 外部委託等における個人情報保護審議会の役割

意見・質問	回答
個人情報の大量漏えいが問題となっている中、事前に意見を聴くことが重要と思う。これまで同様、外部委託等の場合は、全て審議会に意見を聴いた方がよい。	外部委託等については、これまでの審議により、一定の判断基準が明確になっていること、また、審議会からも重要な案件について十分審議するため、審議案件の整理について意見をいただいていることから変更するものである。
この条例の改正の考え方に記載されている通り、住民基本台帳法で住民票の記載事項と定められている事項については、審議会への報告事項に変更することで問題ないと思う。	併せて今回の条例改正において、委託事業者等に対する管理監督の徹底を図る考えである。

## 中野区個人情報の保護に関する条例の改正の考え方についての 個人情報保護審査会委員からの意見等の概要

### 1 「個人情報」の定義の変更

意見・質問	回答
<p>現行の情報公開条例と同じ定義としている個人情報の定義を変更することは、「番号法」に対応しつつ個人情報保護を向上させる方法として認められるが、個人識別の機械的な運用にならないように留意してほしい。</p>	<p>個人情報の意義を十分に認識し、適切に運用していく考えである。</p>

### 2 自己情報の開示等請求における法定代理人の追加

意見・質問	回答
<p>未成年者または成年被後見人の法定代理人による開示等の請求を可能とするに当たっては、任意代理の取扱いを含め検討することが望ましい。</p>	<p>番号法において任意代理も可能になることから、その運用状況を注視し、任意代理の可能性について継続して検討していく。</p>

### 3 不開示情報の明確化

意見・質問	回答
<p>本人「不開示情報」の根拠を明確化しようとする改正については、現行条例における規定の趣旨を踏まえつつ、自己情報開示請求権の制約を必要最小限に定めるようにすべきである。</p>	<p>自己情報の開示範囲は、できる限り広くすることが求められている。このことを十分に踏まえ、不開示の範囲を明確に規定していく。</p>

### 4 第三者保護の手続の追加

意見・質問	回答
<p>第三者保護の手続に当たっては、本人の自己情報開示と、第三者個人または法人の情報保護との序列に注意して運用することが望ましい。</p>	<p>本人の自己情報開示の重要性を充分留意し、運営していく考えである。</p>

### 5 個人情報保護審査会の意見具申機能の明確化

意見・質問	回答
<p>審査会の意見具申機能を明確にするに当たっては、条例運用に関する専門的な見地から意見具申・提言できることが望まれる。</p>	<p>審査会の専門性を、個人情報の保護に、より生かしていく考えである。</p>